消費生活 サポーター 通信 **平成29年**原

今号のテーマ

こんな相談がありました 「売るつもりはなかったのに・・・」 ~訪問購入~





事例

靴のリサイクルをしているという業者から午前中に電話があり、「ブーツ1足でも買い取る」というので、履かなくなったブーツを買い取ってもらうことにした。午後に業者がやってきたが「ブーツは時期外れで買い取れない。宝石・ネックレスはないですか」としつこく言われた。仕方なく指輪を出したところ4千円で買い取られた。大切な指輪だったので売ったことを後悔しているのだが、取り戻すことはできるだろうか。

アドバイス

**「不用品を買い取る」と言って自宅を訪れた業者に、売るつもりのなかった宝石、指輪等の貴金属を安値で買い取られた、という相談が多く寄せられています。

<訪問購入 こうして対応!>

- 安易に事業者と訪問の約束をしないようにしましょう。
- 貴金属を見せるよう言われても、売却する気持ちがない場合は品物を見せず、きっぱりと断りましょう。

一 裏面の「クーリング・オフについて」をご覧ください。

・訪問購入には**クーリング・オフ**が適用されます。断り切れずに買い取られた場合などには、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし 188 (お近くの消費生活センターにつながります) 青森県消費生活センター 2017-722-3343 (土日祝も相談受付中!)





M-11/2/17/183612

クーリング・オフ制度は、一定期間内であれば、理由を問わず無条 件で契約を解除できる制度です。

クーリング・オフが可能な取引内容 (下記に該当してもできない場合もあります)	クーリング・ オフ期間※
訪問販売 店舗や営業所等以外の場所で購入した契約	8日間
電話勧誘販売 事業所から電話で勧誘を受けて結んだ購入契約	8日間
連鎖販売取引 他人を勧誘して販売組織に加入させると利益が得られるなど と言って、商品を買わせるなどする契約。マルチ商法ともいう	20日間
特定継続的役務提供 5万円を超えるエステ・語学教室・学習塾・家庭教師・パソコン 教室・結婚相手紹介サービスを一定期間継続して利用する契約	8日間
業務提供誘引販売取引 事業者が提供・あっせんする仕事をすれば収入が得られると言って 勧誘し、仕事に必要として商品を買わせるなどする契約	20日間
訪問購入 店舗以外の場所で物品を事業者が消費者から買い取る契約	8日間

※原則としてクーリング・オフについて記載のある契約書を渡された日が起算日になります。

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇円

販売会社 株式会社〇〇 〇〇営業所

担当者〇〇

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、商品を 引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日

青森県○○市○○町○丁目○番○号

氏名 〇〇〇〇

ハガキ記載例

~クーリング・オフの手続き方法~

- 〇書面で通知します。
- 〇ハガキに書く場合は両面コピーを取り、特定記録な ど記録の残る方法で送付します。
- ○クレジット契約をしている場合はクレジット会社へ も通知します。

クーリング・オフしたいと 思ったら、お近くの消費生活 センターにすぐ相談!

消費者ホットライン公188



発行:青森県消費生活センター